

新潟市総務部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める総務部に置く室及び係の事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する総務部に置く室及び係の分掌事務は、表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務
総務課	総務係	部の事務事業の総合調整に関する事項
		部の予算及び決算の総括に関する事項
		市の区域に関する事項
		文書管理に関する事項
		公告式及び市公報に関する事項
		公印に関する事項
		平和事業の推進に関する事項
		他の部並びに部の他の課及び機関の所管に属しない事項
		部内各課の庶務に関する事項
	統計係	基幹統計その他法令による統計調査の総括に関する事項
		基幹統計その他法令による統計調査に関する事項（東区、中央区及び西区の区域に限る。）
		市勢統計調査に関する事項
		統計解析に関する事項
	庁舎管理係	市庁舎の総括に関する事項
		本庁舎の管理に関する事項

		公用電話に関する事項
	自動車管理 係	庁用自動車に関する事項
		借上自動車に関する事項
	市政情報室	新潟市情報公開条例（昭和 6 1 年新潟市条例第 4 3 号）の 施行に係る総括に関する事項
		個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号） 及び新潟市死者情報の開示に関する条例（令和 5 年新潟市 条例第 5 号）の施行に係る総括に関する事項
人事課	人材育成室	職員の研修に関する事項
		職員研修所に関する事項

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。